

姫路市教育委員会会議録（令和3年8月）

○ 日 時 令和3年8月23日（月）午後1時30分から

○ 場 所 本庁10階 第2会議室

○ 開 会（午後1時30分）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第34号 令和2年度教育委員会関係予算の決算について

議案第35号 姫路市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第37号 地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

議案第38号 姫路市立書写養護学校学則の一部を改正する規則の制定について

議案第39号 兵庫県の感染リバウンド防止対策の延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

議案第40号 まん延防止等重点措置実施区域指定後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

議案第41号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

議案第42号 緊急事態宣言後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

日程第4 報告

1 不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会の審議等について

2 公会計化後の学校給食費について

3 第1回及び第2回姫路市立高等学校在り方審議会の審議内容について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員、角谷委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、福永生涯学習部長兼文化財課長、不動美術館副館長、干谷城内図書館長、北野文学館副館長、殿垣総務課長、三木学校施設課長、宮崎教育企画室主幹、三木教職員課長、平山学校指導課長、内海健康教育課長、春名健康教育課主幹、畑本人権教育課長、西川教育研修課長、藤戸育成支援課長、柳田生涯学習課長、小林市史編集室長、中川姫路科学館館長、山下美術館総務課長、佐野姫路文学館総務課長、井上書写の里・美術工芸館館長、大谷埋蔵文化財センター館長兼文化財課主幹、赤松幼保連携政策課長
（書記）簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により森下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議案第41号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について 議案第42号 緊急事態宣言後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について 報告事項の3 第1回及び第2回姫路市立高等学校在り方審議会の審議内容について が追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、議案及び報告事項の一括審議、並びに公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
まず、一括審議についてですが、議案第35号から議案第37号、並びに議案第39号、議案第40号及び議案第42号は、それぞれ関連がありますので、一括審議としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第35号から議案第37号、並びに議案第39号、議案第40号及び議案第42号は、それぞれ一括審議とします。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第34号及び議案第35号は、会議

規則第 15 条第 3 号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関連する事件に該当し、報告事項の 1 及び報告事項の 2 はそれに準じて公開が不適当な事件に該当するため、また、議案第 36 号及び議案第 37 号は、会議規則第 15 条第 6 号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。

教育長

- また、同議案及び報告事項の会議録につきましては、会議規則第 13 条第 4 項の規定に基づき、市議会での審議及び報告が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 34 号から議案第 37 号、報告事項の 1 及び報告事項の 2 は、非公開と決定します。
また、同議案及び報告事項の会議録については、市議会での審議及び報告が終了した後に公表することと決定します。
なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第 38 号 姫路市立書写養護学校学則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (育成支援課長 議案第 38 号について説明)
改正の概要について御説明いたします。
「1 改正の理由」でございますが、現在、書写養護学校中学部には 13 人の生徒が在籍しており、高等部定員の 12 人を上回っているため、来年度すべての生徒が高等部へ進学することができない現状があります。そのような生徒に対して、高等部の定員を拡大することで教育機会を確保しようとするものでございます。また、様式の削除もれがあったため、整理し削除するものでございます。
次に、「2 改正の概要」でございますが、一点目は、高等部の定員を 12 人から、3 人を増加させた 15 人へ改めます。二点目は、様式第 1 号から様式第 3 号までを削除します。
最後に、「3 施行期日」でございますが、令和 4 年 4 月 1 日といたします。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

令和 4 年 4 月 1 日に施行する前提で、定員増の事務を進めることに問題はないのですか。

- (答) 問題ありません。
- (問) 様式第 1 号から様式第 3 号までの削除理由は何ですか。
- (答) 令和 2 年 1 月に高岡病院分教室を開設するための規則改正時に、合わせて様式を削除することになっていましたが、改正文の書き方に不備があったため、削除できず、今回改めて削除するものでございます。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 38 号 姫路市立書写養護学校学則の一部を改正する規則の制定について
て
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
- (委 員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 38 号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第 39 号 兵庫県の感染リバウンド防止対策の延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
議案第 40 号 まん延防止等重点措置実施区域指定後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
及び
議案第 42 号 緊急事態宣言後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (生涯学習部長 議案第 39 号、第 40 号及び第 42 号について説明)
新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、教育委員会事務局生涯学習部が所管する社会教育施設の対応方針の決定について、緊急を要したため、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、その内容を報告し承認を得ようとするものでございます。
はじめに、議案第 39 号について御説明いたします。令和 3 年 7 月 11 日をもって兵庫県へのまん延防止等重点措置の適用が解除されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管するすべての社会教育施設について、十分な感染防止対策を実施の上、開館することし、開館時間の上限は 21 時 30 分までとしておりました。令和 3 年 7 月 28 日に兵庫県の感染リバウンド防止対策が延長されたことを受け、開館時間の上限を 20 時 30 分までとすることといたしました。収容人数については、従前までと変わらず、大声での歓声・声援等がないことを前提とし

うるものは収容定員の 100%以内とし、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容定員の 50%以内といたしました。

市主催又は共催イベントについては、従前までと変わらず、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を厳重に徹底した上で 21 時までの開催時間とすることとし、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは収容定員の 100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容定員の 50%以内とし、5,000 人以下または収容定員の 50%以内、ただし人数上限 10,000 人以下のいずれか大きい方を人数上限としたうえで、収容定員と人数上限のいずれか小さい方を上限といたしました。また、収容定員が設定されていない場合は、従前と変わらず人と人の十分な距離を確保することといたしました。

適用期間は、令和 3 年 8 月 1 日から同年 8 月 22 日までで、ただし、まん延防止等重点措置実施区域指定までの間といたしました。

続きまして、議案第 40 号について御説明いたします。令和 3 年 8 月 2 日からまん延防止等重点措置を実施することとなったことを受け、開館時間の上限を 20 時までとすることといたしました。収容人数については、従前までと変わらず、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは収容定員の 100%以内とし、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容定員の 50%以内といたしました。施設の収容定員は、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは収容定員の 100%以内とし、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容定員の 50%以内といたしました。

市主催又は共催イベントについては、従前までと変わらず、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を厳重に徹底した上で 21 時までの開催時間とすることといたしました。ただし、イベントの開催制限の要件は変更し、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは収容定員の 100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容定員の 50%以内とし、それらと人数上限 5,000 人のいずれか小さい方を上限といたしました。なお、収容定員が設定されていない場合は、従前と変わらず人と人の十分な距離 1 m を確保することといたしました。

適用期間は、令和 3 年 8 月 2 日から同年 8 月 31 日までといたしました。

続きまして、議案第 42 号について御説明いたします。令和 3 年 8 月 20 日から兵庫県に緊急事態宣言が発出されたことを受け、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等のより一層の十分な感染防止対策を実施の上、開館することといたしました。ただし、施設の収容人数を収容定員の 50%とすることとし、開館時間については、従前までと変わらず、上限を 20 時までとすることといたしました。

市主催又は共催イベントについては、従前までと変わらず、業種別ガイドライン等に基づくより一層の感染防止対策を厳重に徹底した上で 21 時までの開催時間とすることといたしました。ただし、イベントの開催制限の要件を変更し、人数上限を 5,000 人、かつ、収容定員の 50%以内といたしました。なお、収容定員が設定されていない場合は、従前と変わらず人と人の十分な距離 1 m を確保す

ることといたしました。

適用期間は、令和3年8月20日から同年9月12日までといたしました。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- 意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第39号 兵庫県の感染リバウンド防止対策の延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

議案第40号 まん延防止等重点措置実施区域指定後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

及び

議案第42号 緊急事態宣言後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第39号、議案第40号及び議案第42号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、

議案第41号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (幼保連携政策課長 議案第41号について説明)

改正の概要について御説明いたします。

まず、「1 改正の理由」でございますが、広峰幼稚園及び御国野幼稚園について、4歳児・5歳児とも現行の定員に対し、過去の就園児数と定員の差が35人以上となっており、今後の予測園児数と定員の差も4歳児、5歳児ともに35人以上となることを見込まれることから、定員を減ずるものでございます。

次に「2 改正の内容」でございますが、広峰幼稚園及び御国野幼稚園の定員について、現行の4歳児及び5歳児定員をそれぞれ70人から35を減じ、35人といたします。

次に「3 施行期日」でございますが、令和4年4月1日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

現状、各園それぞれ何人在籍していますか。

(答)

令和3年5月1日時点で、広峰幼稚園は4歳児17人、5歳児20人、御国野幼稚園

園は4歳児21人、5歳児26人です。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第41号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第41号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
報告事項の3 第1回及び第2回姫路市立高等学校在り方審議会の審議内容
について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教育企画室主幹 報告事項の3について説明)
本審議会は、社会が急激に変化し、変化に対応していく能力が求められる今、少子化による将来的な生徒数の動向も見据えながら、生徒が多様な可能性を伸ばすことができるよう、市立高等学校の在り方について検討することを目的に設置したものでございます。
本審議会は、これまで、7月30日と8月17日の2回にわたって開催いたしました。簡単に審議内容につきまして御説明申し上げます。
第1回の審議内容についてでございますが、①国の動向について、②兵庫県の取組について、③生徒数の現状と見込みについて、の3点について説明を行い、御意見をいただきました。
それぞれの内容につきまして、①国の動向については、本年3月に文部科学省が行った普通科改革などの法改正や、令和4年度から年次進行で実施される高等学校の学習指導要領の改訂などについて御説明いたしました。
②兵庫県の取組については、兵庫県高校教育課の担当参事にご出席いただき、兵庫県や姫路市を含む第四学区等の県立・市立の高等学校の状況をはじめ、県立高等学校の活力を維持するための望ましい規模と配置など、昨年度、県の高校教育あり方検討委員会でもとめた報告内容等について御説明いただきました。
③生徒数の現状と見込みについては、姫路・福崎地域における公立中学校卒業生徒数は、全体として徐々に減少しており、令和3年3月の卒業見込生徒数は5,040人と、平成22年に比べ約930人減少していること、また、生徒数は、今後さらに減少していく見込みであり、令和12年には約1割減になる見込みであることなどについて御説明いたしました。
委員からの主な意見でございますが、
・教員数を維持しなければ、授業や部活動に支障が出るということを考えると、県の基準である1学年6～8学級より小規模化しにくいことから、学校数が減って

いくということ認識しておく必要がある。

- ・適正規模のことから議論に入るのではなく、姫路市にとって市立高等学校がどういう存在であるべきなのか、県立との違いなど、ベースの議論から始めていければと思う。
- ・現状としては、3校ともよい特色があるので、今後どのように発展させていくのか、これら3つの学びをうまく継続させてもらいたい。
- ・魅力・特色を出そうと思えば、多くの教員が必要となるので、極端に言えば1学年10学級といった規模も良いのではないかと、などの御意見をいただきました。

次に、第2回の審議内容についてでございますが、①姫路市立高等学校について、②アンケートの実施について、の2点について説明を行い、御意見をいただきました。

それぞれの内容につきまして、①姫路市立高等学校については、市立3高校の概要について御説明した後、現状と課題として、現状では3校ともそれぞれ魅力ある学校づくりを進めているが、社会の変化や少子化の進展、姫路市の財政状況といった点から、高等学校教育の更なる充実に向けた、市立高等学校の在り方について検討する必要があることを御説明しました。

②アンケートの実施については、市立高等学校に関わる方々の考えを広く把握し、審議会での議論の参考にしていきたいとの思いから、生徒や保護者、卒業生に対してアンケートを実施することとしたもので、その内容について御説明いたしました。

委員からの主な意見でございますが、

- ・地域に貢献できる人材を育成する視点を持つておく必要がある。
- ・産官学で協力し合って、市立高等学校を盛り立てていくような方向性で考える必要がある。
- ・アンケートには、できれば直接生徒と接している教員の意見も反映させてほしい。
- ・中学生の中には、高校に行かない生徒もいるので、そのような子にも配慮したアンケートにしてほしい、
などのご意見がございました。

アンケートにつきましては、いただいたご意見を踏まえ、会長、副会長と相談のうえ、現在、実施しているところでございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

審議会でのアンケート内容の取り扱いは、報告ですか、それとも審議を行う議案ですか。

(答)

議案として、アンケート内容を出しており、細かい内容についても検討いただきました。

- (問) 本日の資料は、審議会後に修正されたものですか。
- (答) 修正前のものです。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれです承したいと思います。
- 教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。
- ・・・[非公開案件の審議]・・・
- 教育長 ○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。事務局より説明してください。
- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会を、9月16日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、9月16日木曜日の午後2時に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、9月16日木曜日の午後2時に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (事務局) [特になし]
- 教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後4時14分)